

I 基本情報

1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

P3

- ① 事務の名称 県税の賦課徴収関係事務
- ② 事務の内容 県税の賦課徴収
- ③ 対象人数 404万人(R6.6.20現在)(税務システムに登録している全納税者番号数)

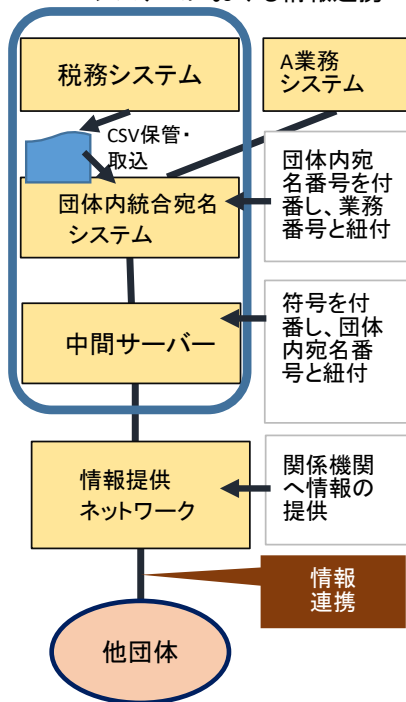
2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

関係するシステム

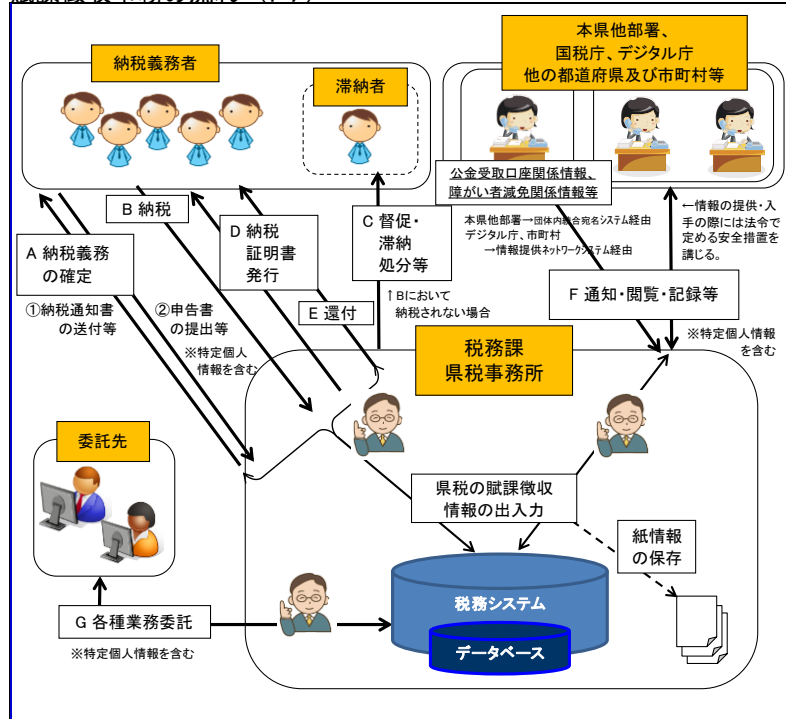
《システム1》		P3
① システムの名称	税務システム	
② システムの機能	県税の賦課徴収事務の電算処理	
③ 他のシステムとの接続	団体内統合宛名システム(直接の接続はなし)	
《システム2》		P3
① システムの名称	団体内統合宛名システム	
② システムの機能	団体内統合宛名番号の付番と業務利用番号の紐づけ 等	
③ 他のシステムとの接続	税務システム、中間サーバー	
《システム3》		P4
① システムの名称	中間サーバー	
② システムの機能	個人を識別する符号を取得し、団体内統合宛名番号とを紐づけ	
③ 他のシステムとの接続	団体内統合宛名システム、情報提供ネットワーク	
《システム4》		P4
① システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	
② システムの機能	住民基本台帳の個人情報を管理・保有	
③ 他のシステムとの接続	附票連携システム	
《システム5》		P5
① システムの名称	地方税ポータルシステム(eLTAX)	
② システムの機能	納税義務者の電子申告・納税 等	
《システム6》		
① システムの名称	ふくおか電子申請サービス	
② システムの機能	県税に係る電子申請・届出 等	

●システムの構成及び賦課徴収事務の流れ

● 情報提供ネットワークシステムにおける情報連携



● 賦課徴収事務の流れ (P7)





《委託3》 滞納整理等に伴うデータ抽出・加工業務委託

P12

- ① 委託内容 滞納情報のデータ抽出・加工
- ② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲
  - 対象となる本人の数 31万人(R6.6.20現在)(H28～(マイナンバー導入後)個人の滞納者数)
  - 対象となる本人の範囲 滞納者
  - その妥当性 滞納整理を効率的に行うため当処理は必要であり、取扱いは滞納者情報に留まるため、妥当
- ③ 委託先における取扱者数 6人
- ④ 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 利用事務系ネットワークシステム
- ⑤ 委託先名の確認方法 開示請求、情報提供
- ⑥ 委託先名 (株)BCC
- ⑦ 再委託の有無 無

《委託4》 県税収納管理業務等データ入力委託

P13

- ① 委託内容 収入情報及び課税情報のデータパンチ
- ② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲
  - 対象となる本人の数 237万人(R6.6.20現在)(H28～(マイナンバー導入後)収納管理マスタの個人数)
  - 対象となる本人の範囲 納税義務者
  - その妥当性 237万人に及ぶ収入及び課税情報を効率的にシステムで取り扱うためには必要な処理であり、取扱いは処理に必要な範囲に留まるため妥当
- ③ 委託先における取扱者数 17人(テルウェル西日本7人+BCC10人)
- ④ 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 電子記録媒体、紙、利用事務系ネットワークシステム
- ⑤ 委託先名の確認方法 開示請求、情報提供
- ⑥ 委託先名 テルウェル西日本(株)九州支店(収入情報)、(株)BCC(課税情報)
- ⑦ 再委託の有無 無

5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

P14

《提供先1》市町村、他都道府県及び国

P14

- ① 法令上の根拠 番号利用法第19条第10号
- ② 提供先における用途 賦課徴収事務
- ③ 提供する情報 納税義務者情報
- ④ 提供する情報の対象となる本人の数 237万人(R6.6.20現在)(個人番号を登録している納税義務者数)
- ⑤ 提供する情報の対象となる本人の範囲 納税義務者
- ⑥ 提供方法 紙
- ⑦ 時期、頻度 随時

《提供先2》市町村、他都道府県及び国

P14

- ① 法令上の根拠 番号利用法第19条第15号
- ② 提供先における用途 賦課徴収事務
- ③ 提供する情報 納税義務者情報
- ④ 提供する情報の対象となる本人の数 237万人(R6.6.20現在)(個人番号を登録している納税義務者数)
- ⑤ 提供する情報の対象となる本人の範囲 納税義務者
- ⑥ 提供方法 紙
- ⑦ 時期、頻度 随時

6 特定個人情報の保管・消去

P15

- ① 保管場所 厳重に管理されたデータセンター内
- ② 保管期間 期間 6年以上10年未満
- その妥当性 地方税法上の賦課徴収期間に則り期間を定めているので妥当
- ③ 消去方法 税務システム上で消去、紙媒体は外部業者による溶解処理

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

1 特定個人情報ファイル名

税務システムデータベースファイル

P34

2 特定個人情報の入手

P34

- 《リスク1》目的外の入手が行われるリスク 様式を定め、必要な情報以外は入手できないように措置している
- 《リスク2》不適切な方法で入手が行われるリスク 定められた様式にのみ記載させるなどの措置を講じている
- 《リスク3》入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク 入手する際、個人番号の真正性を確認するなどの対策を講じている
- 《リスク4》入手の際に特定個人情報が漏洩・紛失するリスク 原則、本人及び代理人から直接受け取ることにしている

<b>3 特定個人情報の使用</b>	P35
《リスク1》目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	税務システムは、賦課徴収に関係ない情報を保有しないため、該当なし
《リスク2》権限のない者によって不正に使用されるリスク	個人ごとのユーザーIDとパスワードを発行。個人には、最小限の権限を付与し、特定個人情報の使用記録を残すなど、対策は十分である
《リスク3》従業者が事務外で使用するリスク	税務吏員は、地方税法に「秘密漏えいに関する罪」が定められているため、これを遵守している。また、原則年に1度研修会で個人情報保護を指導している。
《リスク4》特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	個人で複製できないようにアクセス制限をかけている

<b>4 特定個人ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認</b>	P36
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	委託契約の「保有個人情報取扱特記事項」を遵守させる
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	(秘密の保持/持出の禁止/複写の禁止等の項目を設定)
特定個人情報の提供ルール	制限している
特定個人情報の消去ルール	記録を残している
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	定めている
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	定めている 再委託していない

<b>5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)</b>	P37
《リスク1》不正な提供・移転が行われるリスク	「持出管理簿」において管理
特定個人情報の提供・移転の記録	定めている
特定個人情報の提供・移転に関するルール	番号利用法で定めた安全な措置を確保の上、提供・移転を行う
《リスク2》不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	番号利用法で定めた安全な措置を確保の上、提供・移転を行う
《リスク3》誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	外部への提供には上長の承認を受ける等、対策は十分である

<b>6 情報提供ネットワークシステムとの接続</b>	P38
《リスク1》目的外の入手が行われるリスク	対象者の情報に限り情報を入手
《リスク2》安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	当該システムにのみ接続する設計のため安全性は担保されている。
《リスク3》入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	個人番号に紐付された符号に基づき正確に回答がなされている。
《リスク4》入手の際に特定個人情報が漏洩・紛失するリスク	当該システムにのみ接続する設計のため安全性は担保されている。

<b>7 特定個人情報の保管・消去</b>	P40
《リスク1》特定個人情報の漏洩・滅失・毀損のリスク	物理的対策・技術的対策を十分に行っている。
過去3年における重大な事故	(他課委託)委託事業者によるメール誤送信事故あり
《リスク2》特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	必要がある都度、調査を行い情報の更新化を行う
《リスク3》特定個人情報が消去されずにいつまでも存在するリスク	保存期間経過の情報は、確認の上削除する

#### IV その他のリスク対策

<b>1 監査</b>	P42
① 自己点検	年1回、適正に運用がなされているか自己点検を実施
② 監査	他部署において運用が適正に行われているか監査を実施
<b>2 従業者に対する教育・啓発</b>	P42
	原則年1回、個人情報保護の研修を実施

#### ●参考

##### ●パブリックコメントの実施

周知方法: 県HP、県公報、県だより  
 期間: 10月15日(火)～11月18日(月)まで35日間  
 意見: 1件(県税の賦課徴収事務において個人番号の活用を求めるもの)

##### ●前回の福岡県個人情報保護審議会

諮問: R2.2.10(月)  
 説明: R2.2.20(木)  
 答申: R2.3.19(木)

##### ●前回からの評価書の変更点

大きな変更点はなし  
 ・法律改正による適用条文の訂正や、記載内容を分かりやすい表現に変更する等の変更のみ

#### ●用語

・LGWAN 行政機関専用のネットワーク。  
 ・利用事務系ネットワーク 業務システムとマイナンバー利用業務システムの通信経路を分離するよう国から要請あり。マイナンバー利用業務として分離した通信経路が「利用事務系ネットワーク」。分離することで、マイナンバー利用業務システムからの住民情報の漏えいを防止する。